

## 平成 20 年度第 2 回太子町行財政審議会議事録

日時：平成 21 年 1 月 26 日（月）午後 1 時 30 分～3 時 00 分

場所：太子町役場 委員会室

## 平成 20 年度第 2 回太子町行財政審議会 議事録

### 1. 審議会の開催日時及び場所

日時：平成 21 年 1 月 26 日（月）

開会：午後 1 時 30 分

閉会：午後 3 時 00 分

場所：太子町役場 2 階 委員会室

### 2. 審議事項

公共事業再評価(柳池総合公園)について

下水道料金の改定について

### 3. 委員の出席・欠席者

出席委員：門田 善二    伊藤 道司    児嶋 正文    山本 俊博    福田 幸代  
              山本 哲也    森川 ちか子    伊藤 祐子

欠席委員：なし

### 4. 事務局及び説明員

町出席者：町長 首藤 正弘（答申時）

町説明員：経済建設部長 富岡 慎一

上下水道事業所長 長井 輝明    副所長 山本 隆文

街づくり課長 山本 武志    係長 森川 敏文

事務局：総務部長 佐々木 正人    総務課長 堀 恭一    係長 栄藤 雅雄

### 5. 審議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会

2. 議事録署名委員の指名

会長が福田幸代委員と山本哲也委員を指名

3. 審議事項

①公共事業再評価(柳池総合公園)について

会 長：諮問第1号「公共事業再評価」について、第1回審議会で説明を受けたところですが、引き続き審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問はありますか。

事 務 局：審議に先立ち、第1回審議会での山本俊博委員さんからの駐車場に対するご質問について、第1回では考え方を述べさせていただきましたが、具体的な駐車場計画について説明させていただきます。本日、追加で資料をお配りしましたが、まず、①のスポーツゾーンの開設済みが62台、②の多目的芝生広場ゾーンが138台、③の花と緑・文化の里ゾーンが65台で、合計常設の駐車場としまして265台、また、仮設駐車場として多目的グラウンドに231台、合計496台を計画しています。現在町民グラウンドの西側にあります広い駐車場が約400台、開設済みのスポーツゾーンと合わせますと約460台で、総数について今回の計画とそう変わらない状況になっております。

会 長：事務局の説明が終わりましたので、この説明も含め引き続き審議に入ります。質疑・ご意見がございましたらどうぞお願いします。

山本(哲)委員：再評価資料12ページ、⑬と⑭について、今も広場になっているが何に使われる予定ですか。

事 務 局：⑬ですが、元々ヒル池という池で、松ヶ下自治会が埋め立てられゲートボール場として使われていました。今回町で用地買収させていただき、現在フェンスで囲まれています。このフェンスを撤去し、街灯等含め休憩施設として整備する予定です。また、⑭につきましても、当該地には若干の平地があり、削り取られている斜面の緑化等も含め、休憩施設として整備する予定です。具体的な遊具施設等は考えていませんが、外周道や散策道の休憩場所として整備予定です。

森川委員：ヒル池は、松ヶ下自治会所有ではなかったのですね。

事 務 局：その通りで、今年度用地買収をさせていただいております。

伊藤(道)委員：1点目として、再評価資料12ページの変更計画図の山の園路部分ですが、11ページの既計画図面と比べると、既計画では山頂まで園路があるが、変更図は回転広場が山の南になり山頂から見れば高さが約10m低くなっている。これでは北側の風景が見られないということはないですか。2点目は、変更図⑮の池から西側へ水路が続いていますが、その水路は空の状態となると思われるのですが、水路の考え方はどうなっていますか。3点目は、直接関係ないが南の焼却場跡地は今後どのように利用されるのですか。

事務局：1点目の回転広場の関係ですが、この回転広場は東側から管理用車両が上って行き、そこで回転する広場であります。この図にはありませんが、散策道として頂上には展望台を計画させていただく予定です。2点目の池からの水路ですが、地下水を汲み上げさせていただいて、その水を池に入れ、池から水を水路に流す計画です。また、焼却場跡地について、現在のところ公園とは関連付けはなく、また、煙突等もそのままで処分等の費用問題もあり、現状として利用の計画はありません。

伊藤(道)委員：池から水路への水の放流には、電気代等の費用もかかるため、その辺も考慮し無理なく整備していただきたいと思います。

山本(哲)委員：現在公園敷地内には墓地がありますが、用地買収せずにこのまま残るのですか。

事務局：その通りです。

伊藤(道)委員：既計画では、コミュニティープールがありましたが、今回の変更計画ではなくなっており、この案でよいと思います。この様なスポーツセンターは近頃民間で多くあり流行していますが、民間ができることは民間にお願いし、町が無理して管理していく施設ではないと思います。

伊藤(祐)委員：スポーツ施設や自然が一杯ある公園であり、多くの子供たちが利用すると思われますが、世間では公園での不審者情報をよく聞き、親としては不安に思います。せっかくの大きな広い公園ですので、街灯の設置や巡回者がいるとか防犯に対し安心できる公園整備及び管理をお願いしたいと思います。

事務局：防犯対策については、県条例の地域安全まちづくり条例や、地域安全まちづくり条例に基づく指針等により、現在、木などについて見通しがよいように植樹するようになっています。また、防犯灯についても指針に規定されています。これら指針に基づき整備を行って行く予定です。また、現在供用部分において危険な箇所があるようであれば、改善していきたいと思っています。

会長：町民みんなが気をつけ、お互いが注意しあうようなことも必要ですね。

他に意見、質問はありませんか。

ないようでしたら、審議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

第1回と本日で十分審議をしていただいたと思いますので、本日、諮問第1号「公共事業再評価（柳池総合公園）」について、答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：結構です。

会長：それでは、今から答申案の作成を事務局にお願いし、次の諮問第2号「下水道料金の改定」の審議の後に委員の皆さんに提示させていただき、異議がなければ答申することとします。

続いて、諮問第2号に移らせていただきます。

②下水道料金の改定について

会 長：諮問第2号「下水道料金の改定」について、事務局より詳細説明があるようなので、説明をお願いします。

事 務 局：「下水道料金の改定」(案)について詳細説明

会 長：事務局の説明が終わりましたので、引き続き審議に入ります。ご意見、ご質疑がございましたらどうぞお願いします。

山本(哲)委員：前は未接続の件を確認しましたが、下水道使用料金の未納額はどれ位あるのですか。また、未納者への督促をどのようにしているのですか。支払っている人が損をするようでは、納得していただけないと思います。

事 務 局：平成19年度下水道事業特別会計の決算では、約840万円の未納額がありました。通常の徴収は、職員1名、嘱託1名で実施していますが、なかなかはかどらない事もあって、平成19年11月に上下水道事業所職員10名が2名5班体制で、250名の滞納者に対して1ヶ月半程の期間で年末徴収を実施しました。通常業務をこなしながら、滞納整理を実施する事は厳しいのですが、使用料金を普通に納めていただいている住民の皆さんに対して、滞納者を放置する事は、委員さんのご指摘の通り不公平でありますので、今後も一斉徴収等そういう事務を続けながら、未納額減少に努めたいと考えています。

山本(哲)委員：水道は生命に関する事なので、未納だからと簡単に止める訳には行かないと思いますが、できるだけ努力して未納者を少なくするようにお願いします。

事 務 局：はい、努力します。

伊藤(道)委員：先程の説明を聞いたが、少し分かりにくかったので確認します。資料で改定単価を提案され、太子町で平均的な水量が25m<sup>3</sup>位だとの説明がありましたが、1ヶ月25m<sup>3</sup>使う人は、今までなら10m<sup>3</sup>で基本料金が1,050円、15m<sup>3</sup>が1m<sup>3</sup>当たり115円50銭で1,732円、合計で2,782円、それが改定されて基本料金が1,155円、15m<sup>3</sup>が1m<sup>3</sup>当たり131円25銭で1,968円、合計で3,123円になり、その上昇率は12%程になる。こういうことでよろしいですか。

事 務 局：はい、その通りです。

伊藤(道)委員：皆さんが一番よく使われる階層の値上率は12%程だと強調して説明するのがよいと思います。25m<sup>3</sup>の件数はどれ位あるのですか。

事 務 局：使用件数の一番多い1ヶ月当り10m<sup>3</sup>を超え30m<sup>3</sup>までの階層は、全体の約58%を占めます。また、1ヶ月当り20m<sup>3</sup>であれば、税込で263円の上昇です。30m<sup>3</sup>であれば420円上昇します。

伊藤(道)委員：太子町には(株)東芝を始めいろんな工場があるが、工業用水を使っている企業と、上水

道を使っている人との差は、料金体系にどのように組み込んであるのですか。工場から出る排水の処理と費用は、どのようになっているのか？

事務局：工場も一般家庭も、基本的には料金体系は一緒です。(株)東芝さんは自社で処理場を持っておられますが、トイレや食堂は下水道に接続されています。(株)東芝の工場排水を下水道で受け入れるとなると、網干の流域下水道終末処理場では容量的に対応できませんから、計画上(株)東芝の下水は受け入れられないことになっています。一般の小さな工場は、下水道に接続されている事業所もありますし、接続されていない事業所もありますが、基本的には、資料の6ページの料金体系で運用しております。

山本(俊)委員：たつの市と太子町は同じ揖保川流域下水道で、同じ終末処理場で汚水が処理されていますが、基本料金をとっても、たつの市と太子町に料金差があるのはどうしてなのでしょう。

事務局：たつの市は、合併前と後で内容が違いますが、合併後のたつの市は、水道の場合は、旧揖保川町と旧御津町は西播磨水道企業団に給水を受けています。旧新宮町の水道料金が高いために、政策的に下水道料金を安くして、トータルで近隣と並ぶようにしています。ですからたつの市は、下水道料金では、旧新宮町を段階的に引き上げている途中で、下水道料金を改定することができないのが現状だと思います。旧御津町は現在の太子町の料金体系とほぼ同じですが、料金の低い旧新宮町がありますので、それらの平均化に、ようやく手をつけたというのが現状だと思います。ですから今の状況では、下水道料金の改定にまで踏み込めないのだと思います。

会長：他にご意見はありませんか。  
ないようでしたら、下水道料金の本日の審議会はこれで終わらせていただきます。  
ここで、先ほど事務局にお願いしました諮問第1号「公共事業再評価について」の答申案ができましたので、皆さんにお配りします。  
事務局に答申案の朗読をお願いします。

(答申案朗読)

会長：答申書案についてご意見、ご質問はありませんか。

(誤字脱字指摘)

会長：答申書案の訂正を事務局にお願いしますので、暫時休憩とします。

(町長入室)

会長：休憩前に引き続き審査会を再開します。  
お手元に訂正後の答申書案をお配りしましたが、これでよろしいでしょうか。

委員：結構です。

会 長：それでは、町より諮問を受けました諮問第1号「公共事業再評価（柳池総合公園）」について、答申を行います。

（答申書朗読、町長に手渡し）

会 長：それでは、本日の審議会はこれで終わらせていただきます。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成21年2月3日

署名委員

山本哲也

福田 幸代